

川口市告示第871号

令和8年1月11日に執行する川口都市計画事業里土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第1項の規定に基づく縦覧期間内に異議の申し出がなかったので、同令第22条第4項の規定に基づくこの選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同令第22条第1項及び第4項の規定により、公告する。

令和7年12月8日

川口市長 奥ノ木 信夫

記

- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数         | 11人 |
| 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 | 1人  |